

賠償請求

はお済みですか？

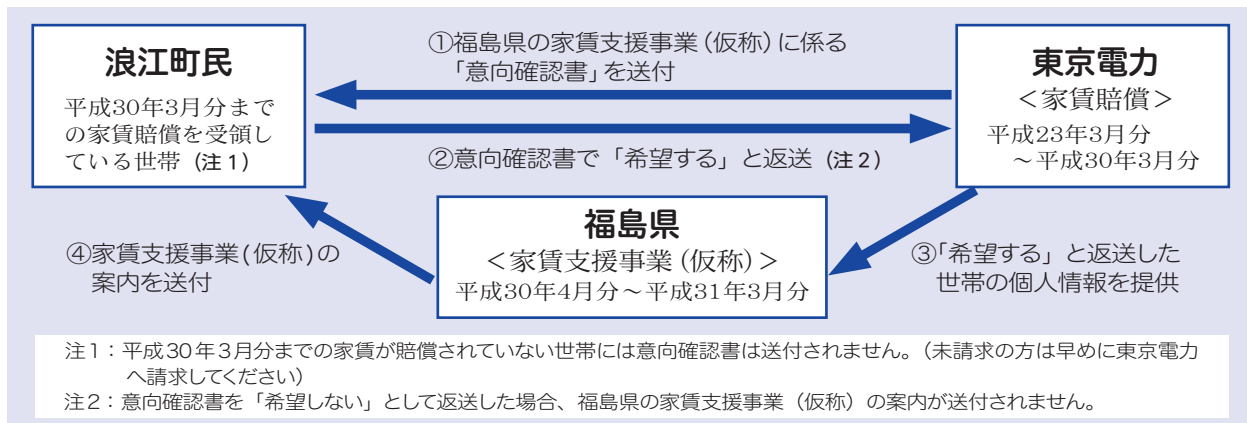
第11回 家賃賠償

東京電力の賠償は損害項目が多岐にわたっています。損害項目別にシリーズ化して解説しますので、ご一読ください。第11回は「家賃賠償」と「家賃支援事業(仮称)」です。

内容 家賃賠償は、原発事故に伴う避難の継続によって発生した家賃の費用相当額が対象となります。以下は請求漏れが多い事例です。該当する方は、家賃賠償の対象となりますのでご請求ください。

- ①同じ世帯で複数個所の家賃が発生している場合（単身赴任など）
- ②老人ホーム等の施設に入所している場合
- ③復興公営住宅に入居している場合

東京電力は家賃賠償を平成30年3月分までで終了するとしています。平成30年4月分から平成31年3月分までの家賃については、福島県の「家賃支援事業(仮称)」で支払われることが検討されています。福島県の「家賃支援事業(仮称)」へ進む流れは下図のとおりです。



東京電力
連絡先

原子力損害賠償全般 **TEL** 0120(926)404
受付時間: 9時～19時 (月～金曜日(祝日を除く))
9時～17時 (土・日曜日、祝日)

問 総合窓口課賠償支援係
TEL 0243(62)1105

原発事故による損害賠償でお困りの方へ ADRセンターが無料で和解仲介します

東京電力の提示金額に納得できない方など、どなたでも当センターをご利用いただけます。現在の申立て以外の損害についても、申立て可能です。また、裁判よりも手続きが簡便かつ無料※1で、ご本人様お一人でも申立てができます。証拠書類がない場合でも申立て可能であり、仲介手続の中で、センターの調査官が不明な点を丁寧にお伺いします。

手続が終了している21,556件のうち、8割強である17,658件※2が和解成立に至っています。

※1 送料等の実費は発生します。 ※2 平成30年1月末現在の件数です。(速報値)

最近の和解事例

浪江町(避難指示解除準備区域)の不動産(自宅土地建物)について、自宅の位置、付近の放射線量、周辺施設の状況、申立人らの生活状況、水道の復旧状況等を考慮して全損と評価し、平成10年の購入時価格(造成費用として申立人らが支払った額を含む)を土地の事故前価値として、財物損害が賠償された事例(和解事例868)。

※和解事例は、あくまで申立人の個別事情に基づいて和解した例であり、一般的に適用される基準ではありません。

お問合せ先

原子力損害賠償紛争解決センター 無料電話 0120(377)155